

貸館等実施に関する基準

令和4年1月20日改正

1. 窓のない部屋は、空調をつけ、出入口を開放したまま使用することを条件に貸し出す。
2. 参加者が特定できるよう参加者の氏名・連絡先について、利用者(主催者)の責任者が把握しておく。
3. 飲食は原則禁止する。
4. カラオケ設備の使用は禁止とする。
5. 施設利用時には、利用者(主催者)は以下の注意事項を守ること。守ることが難しいと判断した場合には利用を断る。
6. 濃厚接触の恐れのある事業内容のものは、イベント主催者が公共施設の管理者に事前相談すること。
7. 公共施設においてイベントを実施する際の収容率目安

収容率	
大声での歓声、声援なし	100%
大声での歓声、声援あり	50%以内

8. 参加者が100人以上となるイベントを開催する場合、イベント主催者はチェックリストを作成し、ホームページ等で事前に公表すること。
9. その他、国が定めた感染防止対策や、施設ごとの業種別ガイドラインを遵守すること。

【注意事項】

- ・施設利用中、参加者はマスクを着用すること
- ・利用中は定期的な換気(最低1時間に1回、5分程度)に努めること
- ・手洗いを励行すること、難しい場合にはアルコール消毒液を設置すること
- ・利用中は、可能な限り参加者同士の間隔を空けること
- ・参加者には自宅で事前に体調を確認してもらい、発熱、風邪症状など体調不良がある人には来所してもらわないこと